

令和8年3月13日公告

業務名：南部地域ツキノワグマ生息状況調査業務

質問及び回答

令和8年3月16日

	内容	回答	備考
1	実施要領の「5 調査内容（1）生息状況調査 ア ヘアトラップ調査」に記載されている見回り回数について、2か月間の調整で2週間間隔で見回りを実施する場合、6回ではなく4回になるのではないのでしょうか。	質問にあるとおり、4回となる。ただし、ヘアトラップ回収時も見回りに含むこととし、見回りのみは3回とする。 また、上記の内容のとおり南部地域ツキノワグマ生息状況調査業務実施要領を修正する。	実施要領を修正